京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐ可らず

明治四十三年紀元二千五百七十年
本紙定價 ▲一枚金二錢▲一ヶ月前金卅錢▲三ヶ月前金九十錢▲六ヶ月前金一圓八十錢▲郵稅一ヶ月十五錢
月曜日及び大祭日の翌日は休刊（日刊）
廣告料金 ▲五號活字十七字詰一行一回金五十錢▲雜報欄特別廣告五號活字十七字詰一行金七十五錢
發行兼編輯人　高木久馬太
印刷人　松久神一郞
京城西署西小門通（電話六六三）
發行所　京城新報社

雜錄

漢城より

熊浦逢人

▲頃ろ聞く釜山航路は勿論、大阪以西の汽車中にては遅りに朝鮮談に花が咲く中には朝鮮に來往する者の交りて、鑛山の無代のと利益を煙にまくが多しと。

▲食の膳にまかれたるもの、速かに思ひ立ちて半島に黄金や寶を拾ひに來るもの頗ぶる多き由なるが、或は落ちてあるやも知れねど、來て見て拾ふ資力と方法の無きに困じ居らるもの少からず。

▲之と以て見るも、我社の前日唱へたる朝鮮案内所の設立は今日の急務なりと信ず、斯し此のまゝにして捨て置かんには朝鮮はダメ、朝鮮は見込無しなど困った流説が内地に行はるゝやうはなるやも知れず、吾等は固より我が好む處に阿ねるものにあらねど、其の一日も早く案内所の設置されて、向見ずの移民を拒ぐやう當局に希望するの也。

▲或人吾等に問ふて曰く、朝鮮にては食客が食客を蓄ふてふ奇習ありやと、吾等は其の言葉の意味を知るに苦しみつゝ、現に角知らざる旨を答へしに、彼は余の知人某の家に内地より一人の客人あり何かのツモリありて來れるものなるが、其の來りてより三五日を經たる頃客人を訪ひ來りし他の客人ありしも、其ツモリ外つれて途方に暮れたるに由り、しばらく養ひ呉れよと云ふのなりき、兩人は滊車中の朝鮮談より懇意になれる間柄なりしとぞ、斯くて居候たる前客は此日より居候を蓄ふることゝなれり。

▲其後又兩三日の後、一青年あり、後入の食客を訪ふて食無く家無きを告ぐ於此件の青年も亦、寢食を此家より給せらるゝことゝなれり、這も又滊車中の朝鮮談が媒介して懇親を結ばせたるに依るものなりと。

▲去れば一人の主人は一人の食客と、食客の食客と、食客の食客の食客とを蓄ふる身分と成れり、而して三人の食客は三つのツモリを懐いて、餘り收入多からざる余の友人をして胸を抱かせ居れり、余が食客が食客を蓄ふる奇習ありやと問へるは之れが爲めなりと、吾等は夕ゞ呆れて了へり、笑ひごとでは有るまい事は。

時報

米清接近の機運

米國陸軍卿ヂッキンソン氏が清廷に夕フト大統領の親翰を捧呈したるは一種の臆説にして右は卿が攝政王殿下に謁見の砌り米清の國交に關し何事か言上する所ありしを誇張に報道したる風說なるべし而して右言上中如何なる意味の含まれありしやは固より窺知し能はざる所なれども氏の來遊が漫然たる漫遊に過ぎざる所より見れば借款又は其他の問題に關し恐らくは具体的に會商する所ありしものとは思はれず然れども米清接近の機運は最近著るしく磅礴、來り機會ある毎に其の距離を進めつゝあれば梁敦彥氏の米國遊覽、唐紹怡氏の郵傳部尚書就任等と相俟つて爾今米清兩國が經濟的に一層濃密に相近接すべきは疑を容るべからず

●朝鮮大豆の大好績

滿洲大豆一度歐洲市場に好評を博せし以來朝鮮大豆の聲價一段を加へ去四十二年六月以來本年五月末に至る即ち大豆の收穫輸出季を中區とし同一年間の成績は殊に良好を極め一昨年同期輸出に比し約百七十萬圓の增加を見るに至れり其主なる原因としては昨年の收穫が約六十万擔增收の他本年に入りてより高價持續に因るものにして其價格昂騰は一昨年來滿洲大豆がサミユール、ジヤーデン二大會社及我三井物產の大競爭買煽の結果滿洲大豆は未曾有の盛況を現し全部歐洲に吸收されしより朝鮮大豆は母國に於て一層の歡迎を受け其價格の如きも曾て四十一年の最低價三圓六十錢に比し昨年は十、十一月出盛頃圓五十錢より本年四五月に入りては八圓五十錢に迄て飛躍し空前の成績を上るに至れり要するに今後滿洲大豆の歐洲に吸收さるゝが如く是に伴ふ朝鮮大豆の未來は益々好望なるべしと

文苑

▲演劇事實考（一）

閑生

凡そ演劇の作は勉めて人の好奇心に投ずるを欲するより奇事を揑造し異聞を附會するを常とし其極善人を惡人とし曲事を正事とするの類少からず唯其事實の正史に徵すべきなき者に至つては世人往々其揑造附會を悟らざるものあり今見聞に從つて一二を紹拾すること左の如し

▲佐倉宗五郎は下總國印旛郡公津村の名主木の内宗五郎と云ふ者なり領主堀田氏の逆政を綱吉將軍に訴へしより領主に引渡され佐倉に於て處刑せられたるは翌俗傳の如くなれども磔刑若くは長全家死刑の說は非なり唯宗五郎及び長男某が斬罪に處せられたるにて妻と餘兒とは刑せられず故に其子孫倘存すと云宗五郎が將軍に上りたる書に承應二癸巳年十二月とあれば其時代も推知するを得べし其墓は下總の東勝寺にあり

▲髭の意休は寬文の頃の有名なる俠客深見自休なり自休は初め十左衞門と稱す其頃江戶に六方男達と云ひし仲間の首領なり和歌を善くす自休は其老て剃髮せし後の名なり享保十五年三月十八日九十歲にて沒せし由委くは近世奇跡考に見えたり墓は本鄉片町龍光寺にありと

▲四ッ谷怪談と稱する者は神谷某が其妻を逼死せしに妻怨鬼となりて神谷を殺せし事を述たり云々然るに其實は毫もさる怪しきとあるに非ず元神谷某は幕士にして放蕩の爲に家產を失ひ妻と謀り暫く人家の屋婢とせしが後家に歸り團欒して終りしと云但其人の姓氏に類似せし家に鬼話ありしを謬り傳へたるに演史者流之を附會し許多の脚色を粧飾して遂に事實とし傳ふるに至れりと依田百川翁の文に見へたり

▲阿染久松は情死せし者に非ず大阪油屋の小厮其家の幼女を負ひ遊び居りしに誤て庭中に埋め置ける油壺に陷り死せしを翻せるよし那珂通高氏の演劇實傳に見ゆ

▲浦里時次郞は明和六年七月三日伊之助と云者吉原の遊女三吉野と各々一首の歌を遺し死せしを翻せり男は廿一歲女は廿四歲二人の墓は本所慈眼寺に在りて其歌を碑に彫りたる由亦同書に云へり

講談

大岡政談　越後傳吉

第八十九回　旭堂南陵講演

それでハッと氣が着た傳吉　傳『ハイ』　越『面を擡げよ』　傳『ハイ』　越『其方は耳が聞えぬか』　傳『ハイ漸く相分りましてございます』　越『ム、面を擡げい』　傳『ハイ』漸く傳吉恐る〳〵頭を擡げるを越前殿ジッと御覽なされたが、成程當人手酷い拷問に掛つたに違ひない、一見して相分る、全体越前守樣は拷問がお嫌ひです、このお方が初めて江戶でお奉行になんなすつた時に、拷問藏に封印を附け、今後拷問はならぬと仰しやつた越前殿が拷問を掛けよといつたのは村井長庵しかございません、この他に越前守のお手に掛つた裁判に拷問に掛つた者はない、皆な御器量を以て白狀させたものです、然らば拷問嫌ひの越前殿の眼から御覽なさると何うも酷い、　越『其方は、餘ほど手酷い拷に掛つたな』　傳『ハイ、二十一度の拷問にございます』



越『ム、廿一度か』　傳『ハイ』　越『郡奉行黑崎仲右衞門、傳吉申立ての通り彼を二十一度の拷問に相掛けたか』　仲『恐れながら彼れなか〳〵强情な者、既に證拠あつて裁判をいたすにいつかな白狀を仕りませんので、據所なく二十一度の拷問をば仕りました』　越『その拷問は幾日の中に二十一度いたした』　仲『ハヽッ』　越『何日の中に、二十一度の拷問を相掛けたか』　仲『左樣にございます、二十二日の間に……』　越『ハテナ、仲右衞門、拷問といふものは毎日續けて掛くべきものでない、二十二日の間に二十一度の拷問とあれば殆んど毎日續いて掛けたんぢやな』　仲『恐れながら强情者でございます』　越『假令如何やうな强情者にいたせ、餘り手强い調べ方のやうに越前心得るわい』　仲『ハ、ッ』　越『傳吉、庄左衞門願書の通り其方は庄左衞門と親類か』　傳『左樣にございます、親類の中になつて居りますので』　越『ム、、身代立ち難く江戶表へ奉公いたす趣きを申して參つたといふが左樣か』　傳『恐れながら私の父の代に倒產ました家をば興したく心得まして、伯母のお早妻のお梅にも相談をいたし、江戶へ立たに違ひはございません』　越『江戶へ參つて何方へ奉公をいたしました』　傳『吉原の三浦屋四郎左衞門樣方へ奉公をいたしました』　越『ム、、さうして早梅の兩名は如何いたした』　傳『國許へ殘し置いたる間少々ながら二人が食べて行きまするだけの物を送りましてございます』　越『相違ないか』　傳『毛頭相違ございません』　越『五ケ年振で立歸つたのおやのう』　傳『ハイ』　越『只今の妻仙といふ者は如何いたした』　傳『恐れながら申上げます、これは中村屋の娘、其所に居ります甚右衞門、三右衞門の周旋にて妻に娶つたのでございます』　越『女房梅早の兩名は如何いたして庄左衞門方へ追遣つた』　傳『ハイその儀は私より其所に居りまする中村屋與兵衞がよう存じて居りますので……』　越『與兵衞、其方仙を傳吉の妻にいたせしことを詳しく申述べよ』　與『恐れながら申上げます』此點へ來ると中村屋與兵衞さんこの中で一番能く喋舌り又た能く話も相分る、傳吉が初め旅盜に跟けられた事より、自分方に仙が居つて助けた事情、殘らずズーッと淀みなく述べました、越前殿ジッとお聽きになつて　越『ハヽア、この與兵衞といふ奴は役所馴れた奴ぢやわい』と思つて聽いて居らつしやる　越『甚右衞門三右衞門』　甚『ハイ』　三『ハイ』　越『只今與兵衞の申す通り其方等兩名より仙をば是非傳吉の妻にと申して參つたのぢやな』　甚『ヘイ、恐れながら甚右衞門申上げます』　越『ム、』　甚『先刻から私等ア、此所に控へて居りやして、庄左衞門の方の願面を讀上げるのを聽いて居りましたが、能くマアあんなに間違つた事を書たものでございます、私等アこれァマア傳吉旦那の親御の傳兵衞樣の時分からもう皆よく知つてます、祖父さんの傳左衞門樣からお早の駈落した時分から私等ア知つてるんでがすから一通り申上ぐることにいたします』　三『エ、三右衞門申上げます、私等アもう傳左衞門の時分から詳しく知つて居りますから、一通り……』　役『コレ〳〵控へ居れ』附添ふて居られた役人が制して　役『兩名の中一人申上げたら宜いのぢや、其方等兩名一緒にいふては相分らぬ』

廣告

總督府の幹部
癖を出すを容さず

京城新報

豫報の如く寺内總督、山縣政務總監の親任式は去一日を以て行はれた、又同日各部長官及各局長の任命があつた、各部長官の顔觸れは有吉、宇佐美兩氏の外は總て古顔で、局長にて亦小原、國分兩氏の新顔を見るのみである。嘗て風說されたる處に依れば、總督府が置かれると同時に、元の統監府の幹部は殘らず罷免され、新人物を以て入れ更ふるとのことであつた、余輩竊らく、舊時代の人々にして新時代に適應せざるものあらば洵に致方無きも、統監府の幹部が悉く總督府に於て不用の人と成るべきで無いと、果せる哉、余輩の豫想せしところは的中して、少數不適者の淘汰は行はれたが大多數者は元の統監府幹部を其まゝ採用さるゝこととなつた、一體政務を視るにつけても事務を視るにつけても、半島に於ては半島に關する經驗と趣味とを併有することが必要である、故に若し經驗に乏しく趣味を有せざる者が政務なり事務なりの局に當るとせば、例へ人物の如何に豪くとも又如何に善くとも到底治績を擧げ得べくもあらずだ、然るに今回總督府等の幹部に入りたる人々は古きは顧問政治時代若くは統監府創設時代より半島に居て、是迄多數者の代謝せしにも拘はらず踏留まつたのである、隨て茲に五六年の經驗を積み、且つ半島に對する趣味を有するものとすべきである、此の經驗と趣味とを有せる人々は云はゞ半島經營上大切なる器で無くてはならぬ、而かも此の大切なる器は一朝一夕にして造り出さるゝものでは無い、寺内總督が是等の器を新總督府の幹部に留めたるは頗ぶる賢明の處置であつた、余輩は半島經營の爲めに之れを喜ぶのである。

サテ今回の任命に對する余輩の見は右の通りとして、唯茲に一言の禁ずべからざるものがある、他無し、顧問時代若くは統監府時代より殘留せる人々は此の際頭腦の更新を行ふことだ、尤も頭腦の更新は中々困難な業である、併し如何に困難なればとて之れを爲さゞれば總督が深き考慮を費して構成したる幹部も一方治績を擧ぐるの助けとならず、他方輿望に副はざるものに成了することを悟らねばならぬ、去れば人情よりすれば故きを捨てゝ新らしきにつくことの甚だ困難なるを當然とすれども、殊に舊時代に得たる知識の用ゆべきものあらば即ち之れを用ゐんとする總督の用意を見るにはあらねども、諺に云ふ如く人は無くて七癖、有つて四十八癖だ、甚だ露骨なる申分ながら七癖の中、或は四十八癖の中に顧問時代又は統監府時代に作りたる癖を蓄へて總督府の幹部に運び込めるもの無きを保し難い、而して其の癖たる不知不識の間に臨機に隨所に頭を擡げんとするであらうと思はる、此は必ずしも惡事では無くとも、其の癖を今の時代に出すことを容さぬ故に人々は嚴に之れを制せねばならぬ、否らずんば新時代に於ては無用の人と成り、異分子として淘汰さるゝは必然である、とは云ふものゝ今回幹部に入れる人々の顔觸れを見るに、相應の手腕を有し、非難も如才も無い人物である、世間(下は内地の五千萬人中、より以上の人物を得られサウナものといふものもあるが、余輩は前述の如く半島に於ける經驗と趣味を併有する人物の半島經營上大切なる器なるを信ずるが故に、單に當生論として之れを斥くる、而して現にも角にも彼の顔觸を以て組織されたる幹部の上に、寺内總督、山縣政務總監の在る有りて總督政治を行るに於ては半島の今後は憂ふべき事甚だ少なかるべく思はる。

▲地方高等官更迭
東京電報

地方事務官左の如く更迭せり(同上)

沖繩縣事務官　川村彌三郎
任宮崎縣事務官
長崎縣事務官　川崎卓吉
任石川縣事務官
福岡縣事務官　氷田總作
任沖繩縣事務官
福井縣事務官　手塚敏郎
任長崎縣事務官
神奈川縣屬　大島直道
任福岡縣事務官
農商務省參事官　岩田倉平
任内務省參事官
石川縣事務官　石原磊三
任内務省書記官
内務省書記官　長谷川修一
任内務省參事官
統監府書記官從五位勳五等　澤田牛麿
任鹿兒島縣事務官
香川縣事務官　宮川悅之助
任奈良縣事務官
北海道廳事務官　上田万平
任香川縣事務官
靜岡縣事務官　山縣治郎
任石川縣事務官
富山縣事務官　伊藤喜八郎
任福井縣事務官
北海道廳屬　本間武雄
任富山縣事務官
栃木縣警視　縣忍
任北海道廳事務官

▲米作豫想と減收
第二回米作豫想高四千七百四十七萬四千八百八十九石にして前年に比すれば九分四厘減平年に比すれば三分一厘減にして第一回豫想よりは二分六厘の減少を來せり(同上)

▲神戸の虎疫猖獗
神戸附近のコレラは益々猖獗にして橫濱及び東京へも傳播の恐あるより當局は撲滅に努めつゝあり蓋し今秋岡山縣下の大演習迄に絶滅せざれば演習計畫の變更を來すべきを以て此際嚴重なる豫防策を講ずる方針也と(同)

▲小原男爵の渡鮮
小原男爵は愈に宗秩寮に於て審議を了したる朝鮮貴族敍爵に關する爵記を携へ今三日新橋發渡鮮の途に就り(同)

▲大城戸氏の重態
朝鮮總督府秘書官大城戸宗重氏は歸京以來胃腸にて惱み居りしが昨今益々重態となれり(同上)

▲九月下旬輸出入
客月第三旬の輸出額は一千四百九十三万圓にして輸入は一千百五十四萬圓差引三百三十九万圓の輸出超過なりと又一月來の累計は輸出三億二千五百八十四万三千圓にして輸入三億四千七百十一萬四千圓なり(同上)

▲郵便貯金の取扱
遞信省告示を以て十月一日より十一月三十日迄郵便貯金局官吏を株式會社、貯金銀行等に派遣して郵便貯金の取扱をなさしむ(同上)

朝鮮總督以下手當
電報

勅令第三百八十五號を以て朝鮮總督には年額一萬五千圓、政務總監には七千圓、外事局長には二千圓以内の交際手當を給する旨公布せり

支那の國境警備
朝鮮問題解決後淸國政府の國境警備に腐心する態は屢次所報の如くなるが爾來其筋に達せる情報によれば益々鴨綠江沿岸の警備力を嚴にし既に四十三名の一隊より成る守備兵を帽兒山より上流に向はしめ通化縣の上流長白府へ增派せるが今又揖安縣所屬の兵員を帽兒山附近へ派し沿岸到る處銃影劒聲に憂々たるを見るに到れり而して銃器は最も新鋭のものを各沿岸巡警局守備隊に百挺宛備付し兵員に對し銃數著しく多數なるを見る是れ一朝緩急の場合は義勇兵を募りて之を給する爲めなりと云ふ尙は帽兒山附近は人心殊に恂々を極め日本は既に朝鮮を併合す此勢を驅りて滿洲の占領を企つる近きにあり抔不穩の流說盛んなり蓋し其出處は帽兒山の巡警局にして漸次土民間に傳播せしものなりと傳へらる

京城府民大懇親會
(來る九日景福宮にて)

既報の如く去る九月三十日以來日本人商業會議所及び朝鮮人商業會議所の委員は集會して日本及び朝鮮の實業家大懇親會を開くべく協議中なりしが懇親會は啻に實業家のみに止まらず一般京城府民の大懇親を期し其範圍を擴張して擧行することゝし愈々十月九日(日曜日)午後二時をトして景福宮内慶會樓に於て開催することに確定したり右大懇親會に關しては日鮮兩商業會議所之れが事務所に充てらるゝ筈なるも日本人商業會議所を其本部とし古城管堂、和田常市、中村再造、趙鎭泰、趙秉澤の五氏委員總代となり餘興其他各分擔して夫々準備に狹奔しつゝあるが當日は李王殿下、寺内總督、山縣政務總監、大久保大將、榎永中將代理、宇佐川總裁、明石警務總長、中村少將、有吉、木内、宇佐美、荒井、倉富、石塚各部長及び舊各大臣を貴賓として招じ一般民衆も之に參加せしむる筈にして凡そ五千人以上の來會者を見る豫定なれば今回の大懇親會こそ京城未曾有の大宴會なりと云へり

寺内總督の訓示
(各高等官に對して)

寺内總督は三日午前十一時各部長官及各部課長を官邸に召集し各部長官の課長を總督に紹介するや總督は各課長に對し左の訓示を與へたり

今回朝鮮總督府及所屬官署々制公布せられ次で職員の任命あり新政の機關は茲に一先づ完備せりと謂つべし抑も朝鮮の今日あるは一朝一夕の故に非ず帝國政府が其の提撕の任に膺りてより以來殆んど五年の歲月を閲し其間効果の見るべきもの尠なからざりしと雖保護制度に依りては到底施政の改善を全ふする能はざるを以て遂に併合の實行を見るに至れり此事たるや素より一の手段に屬し終局の目的に非ず之れに依り複雜なる舊制を改めて統一の組織となし以て治績を擧げんとする叡慮に出でたるに外ならず惟ふに目下の急務は新領土の秩序を維持し富源を開發し新附の人民を扶掖して治平の恩澤に浴せしむるにあり然れども急劇の變革は確實なる成効を望むの道に非ざるのみならず却つて人心の動搖を來するの虞れなしとせず殊に弊習の矯正すべきものあると同時に良俗の助長すべきものゝ亦尠なからざることを忘る可からず且つ夫れ如何に全備の施設たりとも實際の事情に適應するに非ざれば以て其効を收むる由なかるべし故に常に世態人情を審にし本末を稽へ緩急を量り漸を追ふて改善の事業を進捗することに努むるを要す

今や帝國の版圖は海を越へて東亞の大陸及び新たに千有餘萬の人口を加へたり朝鮮の改善に因るは即ち帝國全般の安寧と東洋の平和とを庶幾する所以にして其施政の成敗は延ゐて國威の消長に影響する所あらむとす然るに若し舊態依然一新の實を擧ぐる能はずしては終に併合の本旨を空ふするに至り内は國民の輿望に背き外は列國の誹議を招かん非常の時運に際會するものは亦非常の覺悟なかる可からず本官は此の機に望み當局職員の奮勵を望むこと殊に切ならざるを得ず

凡そ官吏は國家の選良にして宜しく衆民の儀表たるべし其地位に上下の差あり其の職守亦同じからざるものなりと雖ども忠誠國事に盡瘁するの義務を負ふに至つては即ち一なり而して施政機關の運用は上官下僚の一致と各部機關の協調とに俟たざる可からず各員宜しく規律を重んじて放縱を戒め簡捷を主とし繁文を省き秋毫の支吾淹滯なきことを勉むると共に淸廉の操節を持し高潔の品位を保ち黽精其任務の遂行に竭し以て更始の緒業を翼賛して聖明の宏謨に副ひ奉らむことを期すべし

右訓示終つて一同に立食の饗應あり宴酣にして寺内總督は陛下の萬歲を三唱し次いで列席したる大久保軍司令官は總督の萬歲を唱し最後に一同紀念撮影して退出したりと

●韓銀貨幣發行週報
(自九月廿五日至十月一日)

銀行券總發行平均高	一五、九一八、一四三・〇〇〇
内正貨準備發行平均高	五、六〇二、八三〇・〇〇〇
保證準備發行平均高	一〇、三一五、三一二・〇〇〇
硬貨發行高(十月一日現在)	六、八一六、九六六・二〇〇
内金貨二十圓	一、八五〇、〇〇〇・〇〇〇
同十圓	五〇、〇〇〇・〇〇〇
同五圓	五〇、〇〇〇・〇〇〇
銀貨五十錢	九四三、二〇〇・〇〇〇
同二十錢	一、六六九、〇〇〇・〇〇〇
同十錢	一、二八六、三三一・〇〇〇
白銅貨五錢	五九三、七五〇・〇〇〇
青銅貨一錢	二九五、二五〇・〇〇〇
同五厘	七九、六六五・〇〇〇

●大懇親會と觀光團
來る九日景福宮に於て日鮮人の大懇親會を催す爲めに發起人は準備の爲めに日夜奔走しつゝあるが鐵道院主催の觀光團二百五十名(京濱の紳士紳商)は九日午前南大門着列車にて入京するに付き午後二時半より其觀迎會を兼ねて觀光團を景福宮に招待する由なりと

●觀光團の行程變更
新橋發觀光團は都合に依り平壤觀光を廢し左の如く日程を變更したり

十一日京城滯在同夜十一時出發▲十二日午後一時四十分新義州着▲十三日午後七時出發▲十四日午前六時四十分開城着▲同十一時二十分出發▲仁川直通一泊▲十五日午前六時十分出發歸途に就く

●年末賞與繰上給與
元統監府と新總督府との豫算關係は去る九月三十日を以て打切られ隨つて會計の整理を異にする爲め此際前豫算に計上しある年末賞與は同日付を以て給與するを便宜とし過日來其給額を詮衡中なりしが漸く決定せるを以て三日より一般に其辭令を交付せりと云ふ

●總督附武官在勤俸
勅令第三百八十六號を以て朝鮮總督附武官及副官の給與に關する事公表されしが則ち武官及專屬副官には在勤俸を給すべく其年額は將官二千五百圓以内佐官二千圓以內尉官千圓以內なりと

●仁川區裁判所移動
仁川區裁判所判事臼井水城氏は開城區裁判所に同大庭末次郎氏は安州區裁判所へ轉任する事となり十日頃赴任する由後任には安城區裁判所四位正義氏同日頃着任するよし

●櫻井小學修學旅行
京城民團立櫻井尋常小學校は二日修學旅行を催し生徒二百三十五名南大門を出發し龍山及永登浦に至り歸校

●觀光團の仁川着發
鐵道院主催の觀光團二百五十名は來る十四日午後二時仁川に着し翌日午前六時十分仁川發列車にて京城に向ふ筈

●京畿道廳事務開始
京畿道廳は三日より京城光化門通中樞院構内に於て事務を開始したりと云ふ

●龍山屠獸場改築
京城相生町十六番戸羽多野松太郎は明治三十八年十二月領事の認可を受け龍山凱旋町に屠獸場を設置し居れるが今度梨太院村に改築設計を立て新式に構造せんと實地圖面並に設計圖工事施行法書等を添へ出願中なるが多分認可さるべしと云ふ

●戸叶氏の送別會
中村、古城、和田、近藤、進、古城(龜)池田長兵衛、池田長次郎、小川、山口の十一氏等實業家會社銀行員等發起し四日午後四時より花月樓に於て今回歸鄕する前朝鮮日報社長戸叶薰雄氏の送別會を催す由

●德富蘇峯氏招宴
入京中の國民新聞社長德富猪一郎氏は四日午後在京城各新聞通信社長及內地新聞特派員をソンタクホテルに招待し晩餐會を催すと

●觀光團と先發者
朝鮮觀光團の先發三森全治氏は書記一名隨行二日龍山驛にて打合せの上三日朝新義州へ向ふ

●淺野少佐の出張
步兵第二十九聯隊淺野大隊長は二日平壤へ向け出張す

豊永博士の報告(上)
(第一回園藝品評會)

(前略)抑も本會の出品は果實蔬菜種子苗木等にして總て三十二種四千百五十六點の多きに達せり此の内優等品八百二十一點を撰び別つて四等とし一等三十五點二等六十八點三等百三十七點四等五百八十一點を定めて既に閣下の裁定を經たり今茲に各種の出品に就き概評を試みん

一、苹果は晩種貯藏用のもの多く大体に於て其成績良好なり內質風味共に佳良なるもの多しと雖も出品點數饒多ならず又果面に介殼虫の寄生せるもの七八割に達し之が爲に色澤品位を損ひ商品として適當なる者少きを遺憾とす介殼虫驅除の獎勵は爾今深き注意を要す

一、葡萄に在りては出品の大部分は劣等なる種類に屬し見るべきもの少しと雖も中には『マスカット、オフ、アレキサンドリア』の如き品質優良且つ長期の貯藏に耐ゆるの最良種類にして毫も徽害を認めず果粒亦整然たるあり以て當地に於ける葡萄栽培の前途甚だ有望なるの實證を示すに足る

一、梨の出品點數は甚だ多しと雖ども其の約三分の二は品質劣等なる在來種に屬せり內地の種類は明月、長十郎の如きは概して優品多し尙は將來有望なる洋種の栽培盛ならん事を望む

一、栗の種類は頗る雜駁なり且つ優等品の少きは採集時期の早きに因るならん

一、柿は小形若くは中形の澁柿にして中には無核種あり又一二甘柿の出品ありしも一般其の品質佳良ならず須らく南方の適地を撰み御所、蜂屋等の如き良種の柿樹栽培を奬むべきなり

一、苗木は時期早く稍や未熟の點あるも其成績佳良なり尙ほ其肥培の更に充分ならん事を望む

一、蘿蔔は殊に採集時期の早きが爲に優品に乏しきを遺憾とするも比較的其の成績佳良なり

一、胡蘿蔔の種類は、札幌及び三寸を主とし二三の良品ありと雖も其成績は概して良好と認む可からず

●園藝品評會授與式
二日午後二時朝鮮農會第一回園藝品評會褒賞授與式を擧行されしが別項所載の如く豊永審査長の報告あり水內農商工部長官は山縣會長欠席の爲め代りて褒賞を授與し了つて會長の訓示を代讀し出品人代表者の答辭ありて式を終れり重なる來賓は宇佐川東拓總裁、市原韓銀總裁、國分檢事正、各國領事等なり

●澤田書記官出發期
別項の如く統監府書記官地方局長澤田牛麿氏は鹿兒島縣事務官に轉任せしが來る十日頃出發赴任の筈なりと

公人私人
▲成田定(大每通信員)二日入京す▲大內暢三(代議士)同京城ホテル投▲佐々木正太(大邱財務部長)二日赴任

▲京城手形交換高▼

十月	金高	枚
三日	一四九、四九四、二五	五六三

▲大阪期米電報▼
▲前場(三日)　十月限寄十四圓四十八錢止六十八錢▲十一月限寄五十一錢止六十九錢▲十二月限寄四十六錢止六十八錢

▲仁川米豆取引所▼
▲前場(三日)　十一月一節八圓五十五錢二錢一錢▲二節五十錢四十九錢▲三節四十九錢▲出來高二千五十石▲十二月一節八圓四十八錢九錢五十錢四十九錢八錢六錢七錢五錢四錢五十錢二錢▲二節四十二錢▲三節四十二錢三錢四錢五錢▲出來高三千六百石

▲仁川港の出入船舶▼
▲巴丸　四日門司より入港
▲信濃川丸　四日後五時大阪へ向出港

▲京龍兩驛の貨客▼
▲南大門驛乘降客　二日の分如左
乘車客　一〇七一　下車客　一二三六
乘車賃金　一五一二、七七
▲南大門荷物扱高　二日の分如左
發送　四〇噸　到着　三八七噸
發送賃金　三八八、一八
▲龍山驛の乘降客　二日の分如左
乘車客　二八四　下車客　四九一
乘車賃金　四一六、二六
▲龍山驛荷物扱高　二日の分如左
發送　三四九噸　到着　二二五噸
發送賃金　三〇四、四六

▲治外法權▼
小松外事局長曰く歐米では今頃産業振興策など喧いで居る新聞は無いと、御說其通りだ、併し如何にせん今は大日本帝國政府でさへ生產調查會を起し、生產業に學術應用など騷いで居る時代だ、考へれば情け無い事ではあるがさりとて袖手傍觀では埒が明かぬ、三人寄れば文殊の智慧、ドウカ立派な振興策を得たいものだ▲半島では本紙內地では大坂每日が不絕半島の產業振興に就いて書いて居る、併し二新聞だけでは中々大勢は作れぬ、ドウカ他の新聞紙も此方面に力を注いで欲しい▲或人曰く近世的の意義に於ての合併とは國稅の撤廢なり、國稅を撤廢せずして產業の振興を計る、恰も鎖にて繫げる駿馬を鞭つて其走らんことを望むが如しと、嗚呼喝呼圖まつたものかな▲我政府當局者曰く關稅据置十箇年は外國よりの注文ではなくて帝國政府の意志で極めたのだと、而らば都合を見て自家を繫げる鎖を成べく早く切斷してはドウカ▲朝鮮總督の年額手當が一万五千圓政務總監のが年額七千圓とは呆れて物が云へぬ栗粒大の香港總督ですら一ヶ年俸は五萬圓だ、我大陸第一の總督の待遇が香港に劣るとは情無い事だ▲總督府新行政組織は一般に評判が良い樣だ、併し治績の擧ると否とは總督以下役人達の心掛にあるのだ、組織だけなら會[illegible]の時だつて立派なものであつた▲內地から大觀光團が來る、ソレを機會に大懇親會をするのは良い思付きだ、ドウカ官民協力して大成効をさしたい▲只玆に一言の禁ずべからざるは觀光團員の宿泊料に關する事だ▲觀光團と云へばナンデも旅館を徵發的に使つて宿料を安くするものだと思つて居る癖がある、之は飛んでもない大間違だ旅館が現在居る客を斷つて觀光團員をトメソレで損をする樣では迷惑な話だ、公共の爲だなどゝ旅館イヂメをするのはモー止めたが良い▲一體今の時世に普通の宿料を拂へぬ樣な貧乏な觀光者は內地から來ない筈だ、又ソンナ貧乏人なら來て貰ひたくないものだ今は觀光團に對する考へを一新すべき時だ。

第三旅團幹部演習
步兵第三旅團にては來る二十日頃より[illegible]る由なり[illegible]十五聯隊長にして共他右特科隊よりも十餘名の專習員參加することに決定せる筈なるが北軍司令官は步兵第二十[illegible]九聯隊長、南軍司令官に大島步兵第六[illegible]第二師團司令部よりは市川參謀長審判官として出張すべしと又一方北韓守備に任る步兵第三十五旅團にても本月中旬より擧行する由にて北軍司令官は河[illegible]兵第三十二聯隊長にして等しく各特科隊長等參加し齋藤少將之れが統監たるべしと云ふ

●騎兵聯隊秋季演習
[illegible]五日新龍山第一二中隊七日同所第一二中隊

●松永師團長の消息
北韓地方巡視の爲め吉田參謀[illegible]本田副[illegible]し淸水第二師團長は二日淸津に到着來る二十日過ぎ歸任の豫定なりといふ

●東拓觀光團と技師
農商務省は東拓觀光團に井田技師を參[illegible]に到着直ちに一行に加はれりと云ふ

●中村旅團長の歸任
幹部演習地理實査の爲上田副官と隨[illegible]出張中なりし中村旅團長は二日夜歸任

第三旅團幹部演習

歩兵第三旅團にては來る二十日より[illegible]行する筈なるが北軍司令官は森歩兵第二十九聯隊長、南軍司令官には大島歩兵第六十五聯隊長にして其他各特科隊よりも十餘名の將校參加する事に決定せる由なり尚演習統監は中村少將にして第二師團司令部よりは市川參謀長審判官として出張すべしと又一方北韓守備に任る歩兵第二十五旅團にても本月中旬より擧行する由にて北軍司令官は河内歩兵第四聯隊長南軍司令官は歩兵第三十二聯隊長にして等しく各特科隊長等參加し齋藤少將之れが統監たるべしと云ふ



聯合秋季運動會

▽高女及び第二小學校

豫定の如く昨日府内に行はれた高女、第二小學との聯合大運動會は時候が良し天氣は佳し、當局及び一般民人の注意が周到なりし爲め惡疫の噂もないので安心して來賓及學童父兄并に普通觀覽者が非常な參觀に出向いた午後一時既に四千餘名を以て算せられた[illegible]如く、二千有餘の男女生は甲斐〳〵しく扮裝れた掛り〳〵に軍樂隊の奏する麗しい美妙じき樂の音に[illegible]〳〵を父兄が崩る〳〵如く迎ふるも見るからに快よし當日運動の順序は一より五十四[illegible]時間の都合にて五十二[illegible]しは殘念なりし記者が[illegible]面白かりしは五十二[illegible]西軍劇戰の結果白の勝ちたる側の勇士が手を拱んで萬歲を叫ぶ[illegible]氣なるが嬉し高女生の美容術とダンスとを合せ女生の運動としては面白きものなり各種の[illegible]所に從ふて觀覽人側の聲援甚しく競技も之れが爲め一層の面白味を覺へしめた[illegible]寺内總督令夫人兒玉[illegible]の一家族石井少將夫人等[illegible]午後五時半閉會した[illegible]人は運動會へ金五十圓を寄附せられたりと

臨時防疫本部新設

[illegible]の散事并に其他に虎列拉病發生し其勢猛烈にして漸次蔓延の兆あるを以て臨時防疫本部を警務總監部内に設置し明石警務總長委員長となり防疫に從事する由なるが該本部の事項を實施せらる[illegible]防に關し特に左の事項を實施せらる
一 蔬菜藥物等は病毒發生地より他方面に向け輸出を禁ぜらる
一 京城の流車には毎列車に檢疫をなさしめ嚴重なる檢病をなし[illegible]して檢病的戶口調査[illegible]
一 [illegible]物には蠅除設備及設[illegible]一切販賣を禁ぜらる
一 [illegible]家屋内外の清潔及汚水の排除は此際一層勵行を命ぜらる[illegible]虎列拉豫防に關する各自の心得書若くは配附せらる由

市内のコレラ病

▽各自に於て注意肝要

昨秋虎疫流行の慘害に省る所ありし當局にては過般來嚴重警戒中なりしが滿洲地方より平壤、北韓地方に蔓延しつゝあれば更に充分なる注意を以て病毒の散蔓防止に苦心中の所九月三十日午後十一時頃平安南道事邊郡々内面郡坪里紬緞商金基弘（五三）が京城南部會賢坊小龍洞九十六統五戶宿屋孫永大方にて死亡せし旨の屆出に依り南部署より下村警部河野警察醫と共に檢視せしに虎列拉病にて死亡したる事判明せしに付直ちに夫々消毒を施し警戒中なるが一般民衆に於ても各自注意肝要なり

明石警務總長視察

▽コレラ患者死亡地域

朝鮮人金基弘の死因が檢視の結果虎列拉病と診定せるを以て直に同所の交通を禁止し健康診斷を勵行中なるは別項記載の如くなるが昨二日明石總長は室谷軍醫正及中野警視を隨へ同所に臨み消毒及交通遮斷の狀況を視察したり

浮浪惡漢の處刑

▽强姦罪は不成立

福岡縣筑紫郡安德村當時住所不定森增太郎（三〇）が前科數犯の曲物にて曩きに朝鮮任留違犯として西部署刑事に捕らへられ詐欺及强姦の餘罪を發覺せられ檢事局に送られし事は既報の通りなるが該事件は豫審中强姦の部分に對する被害者西小門通り料理店氷見亭酌婦八千代（元日の出亭居住當時）を夜中呼出し朝鮮人家屋の空家に連れ行き情を通じたる事實は檢事及び豫審判事共其の犯罪が成立するや否に付嚴重なる取調の結果强姦罪は證據不充分にて免訴となり詐欺及退韓違犯として起訴せられしが昨三日京城地方裁判所に於て懲役二箇年に處せらる

哀れなる集配人の一家

▽嬰兒を抱いて看護

仁川山根町一丁目四十番戶郵便集配人折本德立（三六）は二日午後七時赤痢に罹り避病院へ收容せられたるか是れより先き二男誠（三つ）が赤痢に罹りたるに間も無く長男勝利（七つ）に傳染し兩人共避病院へ收容治療中誠は死亡したるが又た父親も病院へ送らるゝ事とて妻は當才になる乳飮兒あるを以て看護に行くにも他に親戚もなき故小兒の處置に困り居るが小兒も共に連れ行き嚴重隔離し置く事になして其の看護に行きたるよし憫れなる事にてぞ

平壤のコレラ

平壤に於ける虎烈拉三日午前八時迄の調査に[illegible]

騎兵聯隊秋季演習

[illegible]騎兵第二聯隊[illegible]五日新龍山第一二中隊七日同所第一二中隊[illegible]

短銃を酒に代ふ

廣島縣加茂郡下三永村字高尾二百十二番地當時京城岡崎町大工水島淸一（二八）は本年六月日不詳午前十時頃當時同居したる龍山元町三丁目賀屋正木岩三郎が土藏に置きありたる短銃を竊取し朝鮮人李奉根なる者をして龍山旭橋通り質屋馬場信太郎方に金三圓にて入質せしめ費消し居る事龍山署酒本刑事の探知する所となり逮捕檢事局に送られ昨三日京城裁判所に於て懲役一箇月に處せらる

依れば八十名にして内五十一名は死亡し一名は全治し尚二十八名の患者あり

氏名不詳の死体

漢江沿岸銅雀里渡船場より上流右岸約五丁の所に年齡三十七八の氏名住所不明朝鮮人死體漂着せるが身長五尺二寸位にして醫師の診察に依れば死後約二週間を經過せるものにして全身腐爛し確實に檢視し得ざれ共衣服を正しく纒ひ居るを見れば他殺とも思へず多分誤つて入水したるものならんと死體は西氷庫洞長に引渡したり

龍山の空巣覗ひ

龍山本町二丁目百八十四番戶鐵衛業與枳十一郎方へ二日午後二時頃より夕方迄に忍び入り擦治器具（九圓七十錢）を竊取したるものあり其の旨憲兵分隊に屆出たり

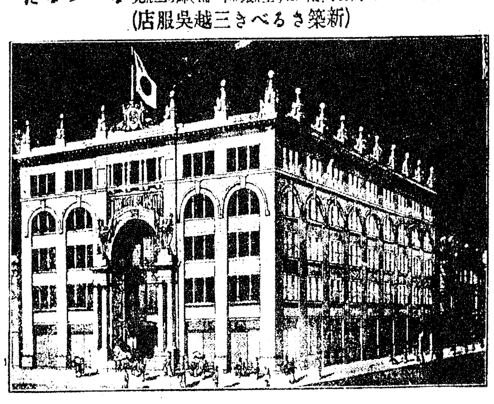
無屆古物商處罰

京都府人當時旭橋通り七十一番戶田中茂利（三六）は古物商を開業し乍ら其屆出を爲さゞりし爲め古物商取締規則違犯として告發せられ京城裁判所に於て罰金二十圓に處せらる

清人の阿片吸飲

淸國山東省登州府黃邑城內當時京畿道安城郡東里料理店玉枝春（三〇）は九月二十八日午後十一時頃自宅に於て阿片吸飲せし現場を警官に認められ告發京城地方裁判所に於て昨三日懲役三箇月に處せらる

東京駿河町なるデパートメントストーア三越吳服店は、目下假營業中なるが今回愈々隣の空地に鐵骨煉瓦造の建築を爲す事に決し其旨を發表せり〇六百五十坪五階建、地下室を合すれば四千坪に達し、壓搾空氣管、螺旋狀荷物運搬機、自働階段など日本に未だ類を見ざる設備もあり、もし夫れ裝飾等に至つては、所謂三越式を發揮すべく、完成の上は駿河町に時ならぬ偉觀を呈するなるべく、尚入口にはチルソン銅像の下なる有名なるライオン像に倣へたるものを置く由なり



（新築さるべき三越吳服店）

飯代一圓三十錢

熊本縣生れ當時南大門前吉野町朝鮮人李善成方寄寓高木正男（三十）は二日獨立門通三丁目飮食店叶屋事寺田唯一方にて朝晝夕の三度共飮食し一圓三十錢の支拂を請求されしも無一文と白狀し亭主同行西大門分署に引き出され取調中

車夫車夫を撲る

西小門外蛤洞七十二統二戶人力車夫朴時龍（三七）は九月三十日午後九時三十分頃南大門エーテー料理店にて來合せたる朴允植と口論の末朴允植の顏面を毆打し負傷せしめ眼下より出血するに至らしめたる[illegible]

繫留漁船に赤痢

熊本縣生れ當時仁川港漁船乘組員江口喜太郎は二日正午頃港町一丁目稅關倉庫下の海岸に繫留中赤痢に罹りたるを以て避病院へ收容漁船には嚴重なる消毒を爲せり

目と耳

（四日の分）

▲浪花館　如雲一座の代番組如左前席「池田久馬の藥湯獻上」後席「堀部安兵衞聟入」（桃中軒如雲）

▲壽座　博多二〇加一座打揚げたるを以て再び改良講談東操一座にて開演主の爲め身替り、文人手踊り、心げい上下、琵琶廣瀨中佐、雪中行軍浪花節中山安兵衞、講談（東操）

▲歌舞伎座　曾我の家其他合同劇

●仁川本町のボヤ　一昨二日午後六時三十分仁川本町四丁目喜樂事工藤勝之助宅二階のランプを落し已に大事に至らんとせしを人々駈付消止めたり

●松永師團長の消息

北韓地方巡視の爲め旅行中[illegible]二十日過ぎ歸任の豫定なりといふ

●東拓觀光團と技師

[illegible]東拓觀光團に井田技師を[illegible]出張中なりし中村旅[illegible]

●中村旅團長の歸任

[illegible]に到着直ちに一行に加はれりと云ふ

幹部演習地理實查の爲上田副官を隨へ[illegible]出張中なりし中村旅團長は二日歸任[illegible]

[illegible]三年十月二十日[illegible]第五百二十三號に[illegible]草會社と題する記事中「長谷川町廣江商會の煙草發賣商標及工場等を金五萬圓に買取る云々」は事實無根の事にて平護氏松下氏等とは未だ一面識すら無之事にて實質上は毛頭無[illegible]なき儀に有之候[illegible]商會の信用上[illegible]御取消被成下度候也明治四十三年十月二日京城長谷川町二丁目廣江商會主廣江澤次郎（印）

▲平民文壇▼

●觀の知れぬ迷兒　二日午後七時頃仁川濱町に於て十歲位の朝鮮兒童が泣き迷ひ居るを巡回の警官が認め取調べたるに龍洞居住車順昌とのみにて統戶不詳に付き保護中

▲水戶浪人君、愛讀者の一人君、永年愛讀者君等の投書確かに落手御同情を深謝す（保り）▲神の使と云ふ名に隱れた人から文庫子を大要下の如く罵つた投書が來た▲太平町や南大門道路に關し（予は溝渠と云ひたり）不正の施設ならざる以上は少々の不平は聞き流して行るさゞあつたが記者は該工事を正當と見るか某が某に（神の使なる人の正體が判らぬから此所の名も匿名）請負はした工事が設計通り行つて居らぬことは土木眼あるものは皆知つて居る某が某と密約して行つてる不正工事だ記者達モチット目を晞き耳の垢を取つて御覽なさいオット失敬▲と云ふのだが彼れは公平子なる人の投書で記者も至當と認めて載せたのだから望み通り記者がた答へをする▲公平子は不正施設ならざる限りはと云つた不正施設も差支へないと云つたのではない況んやだよ某が某と結托して云々と云ふのは問題外で公平子も記者も責任はない筈だ某と某が結托して君の言ふが如く不正を行つてるとしても夫れは工事が不正なので施設の不正ではない▲君は其

不正請托の事實を知つてると云ふが夫れなら彼の伸寃函なり警察になり依つて奸と訐いたら何うか▲神の使なんて名に隱れて居て遠吠をするものでない朝鮮犬ぢやあるまいし（文庫子）▲二十五日午後三時南大門驛前より龍山行の電車に乘りたる十名の兵士は車掌が賃錢を要求するも恬として省みず龍て中の新地の入口に來りし時皆「さやう〳〵」と下車して哄笑しつゝ新地を指して歩を移せり堂々帝國軍人の戎服を着けたるものが新帝國臣民たる朝鮮人の前にて此無賃乘車を敢てするとは何事ぞ戯れにも程こそあれ予は悲憤の感慨と共に同乘の朝鮮人に對して轉た慚愧に堪へざるものありし（は［illegible］の字）▲同感至極である（小僧）▲青坡に監獄署が新築されるのだ相ですが場所が惡いと思ひます（通行人）▲此れも同感です（小僧）▲浪花館は毎興行とも大當り中にも今度の如雲一座は大々當り此れと云ふのも入場料を普通にするからだ（とんぼ）▲南大門外の御成座は開演てるのか休でるのか（同上）▲興行して居すよ（小僧）

値下社告

本京城新報儀去四十年十一月創設以來幾度か厄難に罹り候も幸にして無事茲に滿三ケ年を經過し以て今日に至り候ては偏に江湖愛讀者諸君御同情の結果と深謝の至りに不堪候而るに近來先輩の同業者にして廢刊する者續出致候に就いては此際本紙の責任を全ふせんが爲め弘く擴張の意味を以て本紙の値下げを斷行し從來一箇月分三十五錢なりしを左の通りに改訂仕候

京城新報
一ケ月分金三十錢

但し支局賣捌所等より配達の分も同樣の事

右の通り勉强仕候に付ては此際遠近に拘はらず續々購讀方御申込相成度候

十月一日　京城新報營業部

今日の運勢

十月四日舊九月一日四綠

●先負●壬寅●執●三りんぼ△一白●鑛山金屬の業に吉△二黑●訴訟寓籐の縺纏成し易し△安言に罹り易き●三碧●旅行轉住に忌む音信の逢受に聞く●四綠●交際上衝突業務上故障多き日とす起業開店婚談計算濟算●五黃●共同組合の事に忌む△五黃●上圖邊起らん盜害酒色の害を戒しむ新事見合せの事△六白●新事旅行凶●七赤●會見委囑相談に吉△七赤●事謹愼の事紛爭酒色の害を戒しむ新事旅行に忌む△八白●婚談相談組合共同運帶事に忌む盜害不利寓籐を戒しむへ●九紫●利得便宜を得る日なり起業開店披露婚談に尤も妙（五丁目三一館判斷）

●天氣豫報

（自三日午後六時至四日午後六時）

北西風晴

二日（華氏）最高溫度七四、三　最低溫度四六、九

廣告

第三十八號公一雜記帳二十冊右ハ當民團立高等女學校秋季運動會へ寄附相成候ニ付公告ス
明治四十三年十月三日
京城居留民團
民長　古城菅堂
立石友吉殿